

第2次八尾市人権教育・啓発プラン進行管理【総括表】(H28年度実績)

資料3

章	節	項	号	項目	実績	課題
5	1	1		就学前における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定こども園及び保育所(園)における在宅児童への子育て支援として、子育て世代のニーズに合った取り組みを工夫し、絵本の読み聞かせや土曜日の園庭開放などを行った。 ● 人権教育実践交流会として、前期交流会では57人が参加し、各学校園での人権教育の計画等を交流し、それぞれの学校園での取り組みを知ることで、自校園での取り組みに活かすことができた。後期交流会では63人が参加し、人権教育の取り組みの成果や課題を交流することで、次年度の計画に反映することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 取組内容や日時などの分かりやすいPRが必要である。また、子育てに関する相談だけでなく、保護者間の友達づくりの場としても必要とされている。 ● セクシュアル・マイノリティの人権、ネットやスマートフォンによるいじめの問題、子どもの貧困等、子どもを取り巻く課題は山積みしており、各学校園での取り組みが重要となっている。また、部落問題や在日外国人教育、障がい者理解教育、男女共生教育など、各学校園で系統だった取り組みが引き続き必要である。
5	1	2		学校における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 校内授業研究会や学校訪問及び教育課程編成に関する研修会を実施し、八尾市立小学校・中学校・特別支援学校の教育課程に係る指導助言を行った。 ● 在日外国人教育実践研究の推進として、研修を年6回開催し、230人の参加があった。また、多文化キッズサマースクール「オリニマダン」や民族文化フェスティバル「ウリカラゲモイム」を開催した。機関紙は年7回発行し、国際理解教育・在日外国人教育実践資料集第34集の作成を行い、取り組み成果の普及・拡大を図った。 ● 男女共生教育の推進として、男女平等教育推進のための調査を実施し、すべての学校園から回答を得た。男女平等教育推進のための校内組織はすべての学校にあり、校内研修も実施されている。各学校では、年間の人権教育学習計画の中に男女平等教育が組み込まれており、発達段階に応じた内容が設定され、実践されている。 ● 小学校の入学説明会に合わせて、「子どもの権利条約」リーフレットを全ての新入生家庭に配布し、保護者への啓発とともに、各学校への人権学習教材としての活用を促した。 ● いじめ・不登校対策研究委員会を開催し、児童・生徒の実態把握を通じて、いじめの未然防止・不登校の未然防止に取り組んだ。 ● 特別支援教育推進事業として、各校園の支援体制の充実、関係諸機関との連携、巡回相談の実施、校内研修支援等を行い、障がいのある幼児・児童・生徒の教育の充実を図った。 ● いじめや虐待をはじめ、子どもの悩みに対応する相談機関の情報や八尾市に愛着を持てるような情報等を発信する子ども向けウェブサイト情報発信事業として、スマートフォン等からの閲覧が増加する中、小さな画面でも見やすいサイトにするため、スマートフォン版のウェブページを修正し、充実させ、年間で87,657件のアクセスがあった。 ● デートDVについての正しい知識と理解を深めるため、市内公立中学校と私立中学校の第1学年の生徒を対象に、デートDV予防啓発リーフレットを配布した。 ● 八尾市内全小学校3年生を対象に、CAP子どもワークショップを、参加型学習の形で実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施、加えて各学校において地域や児童・生徒の実態に応じた特色ある教育活動を推進し、地域からの信頼・協力が得られる学校づくりが必要不可欠である。 ● ヘイトスピーチ等に表れているような排外主義的なものの考え方の広がりが見られる状況の中で、外国にルーツのある子どもたちがありのままに生きることができ、周りの仲間が違いを豊かさにとらえることができるような取り組みを続けることが重要である。また、外国から日本の学校に直接編入するケースも増え、新たな課題への対応が必要となっている。 ● 男女それぞれが個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざした学習内容の設定や実践とともに、セクシュアル・マイノリティの人権についての課題に取り組む必要がある。 ● 小学校入学式で児童に配付することで、児童に対してはすべての子どもが大切な存在であることを伝えることができるとともに、保護者に対しても適切な養育を行うことの重要性について伝えることができ、今後も継続する必要がある。 ● いじめや不登校の未然防止に向け、本委員会の内容等をさらに充実させる必要がある。 ● 本市の特別支援教育を推進していく人材の育成が必要である。 ● 子どもが利用できる施設や、八尾市の地理・統計などを情報発信するとともに、クイズで楽しく八尾を知ることが出来るコンテンツもある。講座やイベント等の情報も掲載しており、今後も継続してアクセスしてもらえよう、さらに子どもたちの声を取り入れたページづくりが必要である。 ● DV被害者や加害者を生み出さないため、中学校等の早い段階から「デートDV予防啓発リーフレット」を配付することにより学習の機会を提供するとともに、相談窓口の周知を図るなど、引き続き、デートDVの予防・啓発を推進する必要がある。 ● 日々変化が激しい社会情勢において、様々な課題のなかで、各学校や地域の実情に応じたプログラム内容を検討し、実施することが必要である。
5	1	3		子どものいじめ防止等の取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめ問題に関連した研修として、いじめ問題対策連絡協議会において2回、人権教育研修講座で1回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめは重大な人権侵害事象であることから、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を行うための研修として有効である。
5	1	4		保育・教育関係職員への人権研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育士への人権研修として、大阪保育子育て人権研究集会、大阪保育子育て人権研究センター講座等を通じて、人権を大切に育てる保育を推進するための学習・研究を行った。 ● 教職員の人権意識の高揚と資質の向上を図るため、人権教育研修講座を6回、人権教育管理職研修を2回開催した。人権教育研修講座は延べ348人の参加があり、教職員のニーズに応える内容となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育に人権の視点を取り入れ、より効果的な研修になるように、内容の選択、保育実践への応用を行っていく必要がある。 ● さまざまな人権課題に対しての各学校園での取り組みを支援するための情報提供の場として、引き続き人権研修講座の位置付けは重要である。

章	節	項	号	項	目	実	績	課	題
5	2	1		企業等における人権啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市企業人権協議会への加入促進として、企業人権協議会主催研修時に、未加入事業所に向けてセミナー案内や加入案内を配布した。また、ハローワーク布施との共催事業である公正採用選考人権啓発推進員研修会においても加入勧奨を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● さまざまな機会に加入勧奨を行っており、会員数は安定しているが、多くは中小企業であることから、廃業や事業整理、経費節減が進む結果、退会となる事業所もあり、今後は新規加入促進だけでなく、既存会員向けのより魅力のある研修メニューを検討していく必要がある。 			
					<ul style="list-style-type: none"> ● 「労働情報やお」を発行し、八尾市企業人権協議会会員事業所ほか、市内事業所や関係機関に配架し、啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政にかかる広報や、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を目的とした「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発することが目的であるが、効果的な内容、発行時期についての検討が必要である。 			
					<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市企業人権協議会会員事業所でなくても参加できる、人権啓発セミナーを1回実施し、30名の参加があり、啓発及び八尾市企業人権協議会への加入促進に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権啓発セミナーを実施することで、事業所内人権意識の啓発と、会員拡大に向けた広報に努めた。未加入事業所にとって企業人権協議会への加入がメリットであると感じられるようなセミナーの開催が求められる。 			
5	2	2		特定職業従事者に対する人権啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の人権意識の高揚を図るため、平成28年度職員研修計画に基づき実施するとともに、職員研修を兼ねた人権担当者研修を4回、部局単位で職場人権研修を実施した。人権担当者研修では延べ323人が参加し、74%が研修内容についてよかったと回答があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市職員として、さまざまな人権課題について理解と認識を深め、人権意識の向上を図ることは重要であり、より多くの職員に参加してもらえよう、周知方法や開催テーマ、開催時期等を検討する必要がある。 			
					<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者を理由とする差別の解消を図り、求められる役割について理解を深めるため、人事課主催の新規採用職員研修として、障害者差別解消法について、また、障がい者に対する理解を深め、親切丁寧な市役所、接遇力向上を目的として、フォローアップ研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各部局で実施する人権研修等をとおして、新規採用職員以外の職員にも継続した啓発が求められる。 			
					<ul style="list-style-type: none"> ● 介護サービス等福祉分野に携わる方の人権意識を高めるため、介護保険制度及び障がい者総合支援制度における指定事業者集団指導において、事業者に対し、人権意識を高めるためのプログラムを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も集団指導等を活用し、事業者の人権意識向上のためのプログラムを提供するよう努める必要がある。 			
					<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険事業者等の人権研修として、介護保険事業者連絡協議会と同時に、『「わたしの人権」「あなたの人権」－クレーム事案から個々の人権を考える－』をテーマに研修を実施し、258人の参加があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険事業従事者に対して人権意識の向上をめざしていくために、今後も継続して研修を実施していく必要がある。 			
					<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会(1回)、民生委員児童委員協議会(7回)、更生保護女性会(2回)、保護司会(10回)において、人権研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会の研修においては、理事・評議員・地区福祉委員長等幅広く参加しており、今後は対象者別に研修内容を充実するなどの検討が必要である。民生委員児童委員協議会においては、新委員の今後の活動のために、基礎的な研修が必要である。また、複合課題を抱える家族の増加に伴い、民生委員児童委員の活動が増加、多様化しており、民生委員が課題を一人で抱え込まずに、適切な専門機関に繋いでいけるよう、研修内容を工夫する必要がある。 			
					<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康診査従事者全員に対し、初めて従事される際に、主に虐待防止のための人権啓発研修を実施し、197人の参加があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康診査に従事される方が対象のため、周知する対象者の重複が多いことが課題である。 			
					<ul style="list-style-type: none"> ● 消防職員への人権研修として、全体研修(1回)、人権担当者の部内研修(24回)、新規採用職員への研修(2回)、合計27回の研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外来講師による全体研修及び人権担当者による消防各署内での定期研修を行い、研修が定着しており、今後も継続する必要がある。 			
					<ul style="list-style-type: none"> ● 市立病院において、接遇マニュアルを携帯するとともに、接遇改善委員会、看護部内接遇実行委員会を毎月1回開催、苦情・投書・意見の検討と改善に資する活動、PFI協力企業内接遇研修会の開催、接遇強化月間(10月)を設定し、接遇の強化に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療現場における接遇は、患者様との信頼関係を構築する第一歩として、その重要性について病院全体の共通認識として捉え、基本理念、基本方針、患者の権利章典の遵守、サービスの向上、接遇の徹底を継続していく必要がある。 			

章	節	項号	項目	実績	課題
5	3	1	地域に根づいた人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区生涯学習推進事業として、身近な場所で学習できるよう、10地区のコミュニティセンター運営協議会に講座事業を委託し、市民が参加しやすい生涯学習の場を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会の要請や時事問題に応じた現代的課題学習に関する講座の内容を充実させる必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 学校等を活用して子どもの居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、放課後や週末における子どもの体験・交流活動等の活性化を図ることにより、地域社会全体で子どもの豊かな成長を育む教育コミュニティづくりを推進するため、放課後子ども教室推進事業として、21小学校区に委託し実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における指導者の確保及び養成が必要である。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市人権啓発推進協議会において、地域における人権啓発の推進を目的として、地区人権研修を対象の16地区で実施し、636人の参加があった。また、人権啓発推進委員養成研修を5回実施し、297人の参加があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区人権研修においては、地域の実情や課題にあったテーマや講師の選定、より多くの人に参加してもらえるための周知方法など、地区福祉委員会が主体的に取り組めるよう、サポート体制の充実が必要である。
				<ul style="list-style-type: none"> ● シルバーリーダー養成講座として、認知症キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座を基礎カリキュラムの1講座として実施し、78人の参加があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● シルバーリーダー養成講座修了後の活動の推進が課題である。また、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らし続けるために、継続した取り組みを行う必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 新規採用放課後児童室指導員初任者研修及び指導員研修において、子ども・大人の人権についての研修を3回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちだけでなく、事業に関わるすべての方々の人権を尊重できるように、今後も取り組みを行う必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 桂青少年会館及び安中青少年会館で子育て支援事業を実施した。桂青少年会館では、親子幼児教室、乳児向け教室、ファミリー教室を実施し、また、「ゆめの広場」としてプレイルーム、グラウンド等を開放した。安中青少年会館では、親子幼児教室、遊戯室開放を実施したほか、子育て講座や保健師による親子健康相談会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て中の保護者のニーズを把握し、幅広い層の参加につなげる必要がある。また、さらなる情報発信により、事業内容の周知が必要である。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 市民を対象に人権学習講座を6回実施し、人権について考えるきっかけとなる場を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● さまざまな人権について考えるきっかけを作ることができるよう、講師等の情報収集が必要である。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 人権擁護委員によるいじめをなくそう人権教室(14校)の開催やSOSミニレター、人権の花運動、人権啓発パネル展での啓発活動等を行い、市民の人権意識の高揚に寄与した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教室について、引き続き積極的な案内を行い、実施校数の維持・増加を図る必要がある。また、法務局との連携を密にし、事業の連携を図る必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校、家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むため、八尾市いじめ問題対策連絡協議会を2回開催し、八尾市のいじめ問題について委員で共有を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関の代表者とともに、課題共有を図るとともに、いじめ事象が発生した場合の対応などについて共有を図ることで、事象の未然防止・早期発見・対応を行う必要がある。 				
5	3	2	家庭における人権教育・啓発の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て総合支援ネットワークセンター事業として、延べ9,133人のさまざまな児童家庭相談に対応し、孤立した子育て家庭をなくすとともに、子育てに関する相談事業と子育て支援事業を効果的に連携させ、子育てしやすいまちづくりの推進に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育てに関する相談窓口としての認知度が上がり、児童虐待対策の拠点としての位置付けが明確になったが、相談件数が年々増加しており、相談業務体制のますますの充実が求められる。
				<ul style="list-style-type: none"> ● つどいの広場事業として、つどいの広場を中学校区に1か所設置し、身近な場所で、乳幼児を育てている保護者とその子どもが気軽に集い交流したり、育児相談を行える場所を開設し、延べ19,567組の利用があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学前施設の制度改変が行われる中、つどいの広場の利用者は増えているが、利用状況は地域による偏りが見られている。地域での認知度があがるよう、地域住民や関係機関と連携して、広場の意義、特色等をPRし、啓発を行う必要性がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て中の市民に対する参加の機会等を保障するため、一時保育サービスを用意し、第1回人権啓発セミナーにおいて、一時保育サービスを実施した(2家族)。人権啓発セミナー(年3回)、交流会(年2回)において、一時保育サービスを用意し、希望があった際に実施する体制を整えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時保育サービスの体制を整え、情報提供を積極的に行い、子育て世代が参加しやすい体制整備に努める必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 子どものいじめ防止等の保護者の役割についての教育・啓発を図るため、八尾市いじめ防止基本方針(概要版)を窓口に配架し、情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめ防止基本方針を多くの方に周知するため、人権啓発セミナー等の機会を利用し、周知を行う必要がある。

章	節	項号	項目	実績	課題
5	3	3	相互理解と交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 桂人権コミュニティセンター及び安中人権コミュニティセンターにおいて、近隣地域の住民の福祉の向上、自立支援を図るため、生活相談事業を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実態を踏まえた相談事業を充実させるとともに、相談者に寄り添いながら関係機関と連携して、就労や生活の充実につながるような取り組みを行う必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 本庁管内及び各出張所管内で地域内施設連絡会を開催し、地域内の関係機関等のネットワークの構築と情報共有を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域が抱える課題に対応するため、ネットワークの構築と情報共有の方法について、意見交換を行う必要がある。各施設と地域住民との協力体制の強化が求められる。
				<ul style="list-style-type: none"> ● ささまざまな人が地域で活躍し交流できる人権教育・啓発を推進するため、交流会を2回開催し、59名の参加があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ワークショップ形式であり、1回の参加者は30名程度が望ましいが、新規の参加者を増やすことも重要である。さまざまな人が交流できるよう、周知方法の検討が必要である。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者フォーラム事業として、「障がい者の主張」等の実施により、障がい者自身が企画・運営及び発信することで、障がい者理解の促進を図った。(参加者数(アンケート回答者数)135人) 	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページやFMちゃおによりフォーラムの開催情報を入手した参加者が少ないため、引き続き、来場者増加に向けて、開催情報の提供について検討していく必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 識字・日本語教室を開催し、「よみ・かき・ことば」など学習の機会を提供し、識字教室では延べ418人、日本語教室では延べ734人の参加があり、継続学習による基礎学力の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「よみ・かき・ことば」を必要とする市民がいる現状を踏まえ、引き続き関係者と協議しながら実施していく必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● (公財)八尾市国際交流センターでは、ボランティアの協力を得て、日本語学習のサポートを行い、117組の参加があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアの人材確保・人材育成、実施場所の確保に関する他団体との連携の継続が必要である。
				<ul style="list-style-type: none"> ● (公財)八尾市国際交流センターでは、人と人との交流を通して心の壁を少しでもなくせるよう、友だちづくりや地域での交流を広げていききっかけづくりとして、ハイキング交流会、Year-end Partyや大阪歴史博物館見学交流会など、外国人住民も含む市民交流会を3回開催した。(参加者数206人、うち外国人市民参加者数130人) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 募集人数を制限せず、誰でも参加できるようなプログラム展開が必要である。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人市民情報提供事業として、外国人市民向けに、市政情報や地域コミュニティ情報を多言語で提供するため、ベトナム語、中国語、英語の3カ国語による多言語情報誌を年12回作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報誌の広報と掲載する地域情報の充実により、外国人市民と地域住民の交流の機会の提供を図る必要がある。
5	3	4	市民団体や研究機関による活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界人権宣言八尾市実行委員会において、世界人権宣言の精神を市民に広めるために、加盟団体に呼びかけたネットワーク会議を開催し、ひゅーまんフェスタやパネル展、人権週間期間での世界人権宣言記念行事として「せじ〜ん68」の取組等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権を大切にすまちづくりのために、加盟団体だけでなく、市内のあらゆる人権諸団体へネットワークを広げることによって、各啓発事業の参加者を広げる必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市人権啓発推進協議会において、一日研修会、みんなのしあわせを築く八尾市民集会、人権啓発推進委員養成研修(5回)、16地区での地区人権研修を実施し、人権啓発の推進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 時事性の高いテーマや市民ニーズを把握し、より多くの市民が参加したいと思えるようなテーマや講師の選定、効果的な周知方法を検討する必要がある。

章	節	項号	項目	実績	課題
6		1	総合的かつ効果的な推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的な人権学習情報の提供を推進するため、ホームページや市政だより「じんけんのページ」、FMちやおの活用などにより、広く市民へ情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページや市政だよりは重要な情報発信手段の一つであり、さまざまな情報を提供できるよう、情報収集に努めるとともに、見やすい内容になっているか等を考慮し、わかりやすい情報提供に努める必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 桂人権コミュニティセンターにおいて、地域総合情報誌「はな緒」を年間12回、安中人権コミュニティセンターにおいて、地域総合情報誌「あえーる」を年間12回発行し、講座等の通信などを独自に発行し、人権学習情報の提供手法の一つとして活用を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に密着した情報をより多く掲載し、読み手にとって読みやすい紙面づくりを検討する必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● (一財)八尾市人権協会において、さまざまな人権課題について、一つのテーマでその現状と課題をまとめたブックレットを発行し、情報提供を図った。28年度は、差別事象が多く発生していることや、インターネットを使った新しい差別事象が発生していることから、その内容と事象を受けた当事者の声などを掲載したブックレットを作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年1冊のブックレットを作成しているが、できる限りその年の重要なテーマとなる人権課題や、人権学習活動に活用できる内容で発行する必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 世界人権宣言八尾市実行委員会において、人権にかかわる課題を中心に取り上げ、編集会議から市民のネットワークを活かしながら、「ちいき・人権・World」を年4回発行した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ちいき・人権・World」は市民啓発の側面と、ネットワークを広げるための媒体としての役割があるが、いろいろな市民の関わりを増やしていくことも大切である。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 母語を日本語としない人が介護保険制度の情報を得ることができるよう、4種類の言語の介護保険パンフレットについて、窓口で配架した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 母語を日本語としない人が最新の介護保険制度の情報を得られるよう、情報を更新していく必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニケーション支援事業として、聴覚・言語障がい者等が社会生活上、公的機関・医療機関等へ外出が必要なときに、コミュニケーションの手段として手話通訳者や要約筆記者を述べ395人派遣した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日中の通訳者等が少ないため、より多くの人材の確保が必要である。
				<ul style="list-style-type: none"> ● (一財)八尾市人権協会において、人権を「他人ごと」から「自分ごと」へを目標に、じんけん楽習塾を6回開催した。排除・排外に対し、多様性の観点を持った内容を意識し、「LGBT」「公平社会」「ポルノ被害」等の内容で実施した。また、障がい者差別解消法が成立したことを受け、「障がい者問題」についてのプログラムも実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● さまざまな市民の参加を増やすことが課題である。そのことを、その他の人権のイベント等への参加促進、個人としても人権尊重の行動につながる視点を入れていく必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な媒体を活用した学習手法として、市内で活動している団体や企業、市民等に対し、所管している人権啓発用DVDを貸出し、人権意識の高揚に努めた。(貸出回数5回、貸出本数10本) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 映像を通じての人権啓発は効果的な手法の一つであり、今後、DVDの充実を図るとともに、積極的な周知を行う必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 第2次八尾市人権教育・啓発プランを推進するため、八尾市人権教育・啓発プラン推進市民フォーラムを6回開催し、地域社会全体でいじめ問題を考えてもらえるよう、いじめ問題についての参加体験型人権学習プログラムを3つ作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 作成したプログラムを活用することが重要であり、活用場所、活用機会の確保が必要である。実践したプログラムについては、参加者からのアンケート等を参考にし、よりよいプログラムとなるよう、ブラッシュアップを行う事も必要である。
				<ul style="list-style-type: none"> ● (一財)八尾市人権協会、世界人権宣言八尾市実行委員会、八尾市人権啓発推進協議会、八尾市企業人権協議会、八尾市人権教育研究連合協議会等の各種団体との連携を図り、人権教育・啓発の効果的な推進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種団体等とさらなる連携を深め、協働で人権尊重のまちづくりに向けた取り組みを進めていく必要がある。
6		2	進行管理と評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政施策全般に対する「八尾市民意識調査」において、人権に関する調査項目を4項目設け、市民ニーズや満足度等の意識の把握に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民ニーズや満足度等の意識を把握していくため、引き続き人権に関する調査項目を設ける。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 人権相談、女性相談、外国人市民相談、高齢者虐待相談、障がい者福祉に関する相談、就労・生活相談、児童虐待防止対策事業等の各相談に対し、適切な対応に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 悩みを抱えている市民が適切な相談機関につながるができるよう、広く相談機関の情報収集に努める必要がある。